


高知県オフセット・クレジット認証運営委員会 御中
 (事務局:高知県オフセット・クレジット認証センター)

平成 25年 2月 28日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
高知県高知市よさこいの森 CO2 吸収プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	高知県高知市(コウチケンコウチシ)		
住所	〒780-8571 高知県高知市本町 5 丁目 1-45		
代表者氏名	岡崎 誠也	代表者役職	市長
担当者氏名	中島 久味, 弘瀬 智勢	担当者 所属部署・役職	農林水産部 鏡地域振興課 主任
担当者 E-mail	kc-270300@city.kochi.lg.jp	担当者電話番号	088-896-2001
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	高知市森林組合(コウチシンリンクミアイ)		
プロジェクト参加者名	商店街振興組合 原宿表参道櫛会(ショウテンガイシンコウミアイ ハラジユクオモテサントウケヤキカイ)		
プロジェクト参加者名	株式会社 四国銀行(カブシキガイシャ ショクギンコウ)		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	高知県高知市(コウチケンコウチシ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人日本品質保証機構(JQA)		
検証機関名	SGS ジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	KO_ 0012
プロジェクト登録日	2012年1月19日
プロジェクト概要※1	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>《目的》 本事業では、高知市内の森林の整備を加速化させることで、二酸化炭素(CO2)の吸収量を増大させること、また森林整備による CO2 吸収量について、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)を取得・販売し、その追加的資金を活用して森林整備(間伐・作業道整備)を更に進めることを目的とする。</p> <p>また、計画的な森林整備によって林業従事者の就労の場を確保し、雇用の安定化と担い手の育成確保など、林業再生を図る目的もある。</p> <p>《内容》 本事業は、高知県高知市に存する高知市有林を活用したプロジェクトである。 このプロジェクトは、市有林のうち間伐の必要な人工林を対象とし、森林施業計画に基づいて間伐施業を実施している。 高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度に取り組むことで、追加的資金が得られ、森林整備の推進を図ることが可能となる。さらに森林の公益性を高めるとともに、温暖化対策としての CO2 吸収源対策の推進や生物多様性の増大が期待される。 また、森林整備が加速し、森林資源の循環による安定的な雇用の創出など、山村地域の産業振興推進効果が期待される。更に、当プロジェクト実施により林業が採算の取れる産業として位置付けられ、民有林における森林整備のモデルとなることも期待される。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>適用方法論No.R001 Ver.6.1 に定められた下記の適用条件を満たしている。</p> <p>《条件1》 当プロジェクト対象地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから、森林法第 5 条に定める森林である。</p> <p>《条件2》 当プロジェクト対象地は、すべてプロジェクト事業者が所有する森林施業計画対象森林である。 間伐実施地のうち、協働の森づくり事業の協定林であって、協定参加者が高知県協働の森 CO2 吸収認証制度による CO2 吸収証書の発行を希望する場合には、該当箇所を除外してプロジェクト対象地としている。(ただし、株式会社四国銀行の協定林の一部で「協働の森づくり事業」ではなく「未整備森林緊急的整備導入モデル事業」によって施業を実施したためプロジェクト対象地になっている箇所がある。また、株式会社四国銀行については、平成 23 年度に間伐を実施した森林での高知県 CO2 吸収証書の発行を辞退しており、当該森林はプロジェクト対象地となっている。)</p> <p>以上のことにより、森林施業計画単位での申請が困難であることから、間伐実施地のうちこれらの箇所を除外してプロジェクト対象地としている。 また当プロジェクト対象地において、クレジット発行対象期間内に当該森林の転用、主伐は計画されていない。</p> <p>《条件3》 当該プロジェクトは 2007 年 4 月 1 日以降の森林施業計画に基づき施業(間伐)が計画されているものであり、2013 年 3 月 31 日まで計画されている。</p> <p>【法令遵守状況】</p> <p>森林法、森林・林業基本法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法等、関係法令を遵守し、適正な事務を執行している。</p>

※1 プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関する内容を3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【採用技術】

プロジェクトで使用する設備・機器等

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
TruPulse 360B	Laser Technology	5 年	2010.10	樹高測定器 距離測定器 測定分解能:0.1m 測定距離精度:1%
VERTEX IV Transponder T3	Haglof	5 年	2005.4 ※高知県中央西林 業事務所より借用	樹高測定器
GP-Pocket Advance5200	Trimble	5 年	2010.10	位置測定器 面積測量器
材木メジャー	櫛田度器 製作所	—	—	胸高直径測定
VERTEX IV Transponder T3	Haglof	5 年	2012.3	樹高測定器

耐用年数を経過した機器については、別途手順書を定め、使用前キャリブレーションを実施することで正確な測定値が確保できるように努めた。

【モニタリング方法】

モニタリング項目	測定方法の詳細
活動量	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2 の II-4【林齢・樹種が混在している場合のグルーピングの取扱い】及び II-5【活動量のモニタリング】パターン 2 実測(森林測量)に基づく方法により実施した。
拡大係数等	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2 の II-6【各係数のモニタリング】パターン 2 のとおり「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドライン II-27 の係数を使用した。
収穫予想表	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2 の II-6, 7<収穫予想表>パターン 2 により平成 19 年 6 月 29 日付高森推第 255 号で通知のあった長伐期森林施業指針のデータとして高知県民有林収穫表(スギ, ヒノキ)を使用した。
地位	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2 の II-7<地位>のとおり平均樹高を測定し、地位級を特定した。
測定機器	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2 の II-8【測定機器について】のとおり信頼できる機器を使用し、適切にキャリブレーションを実施した。

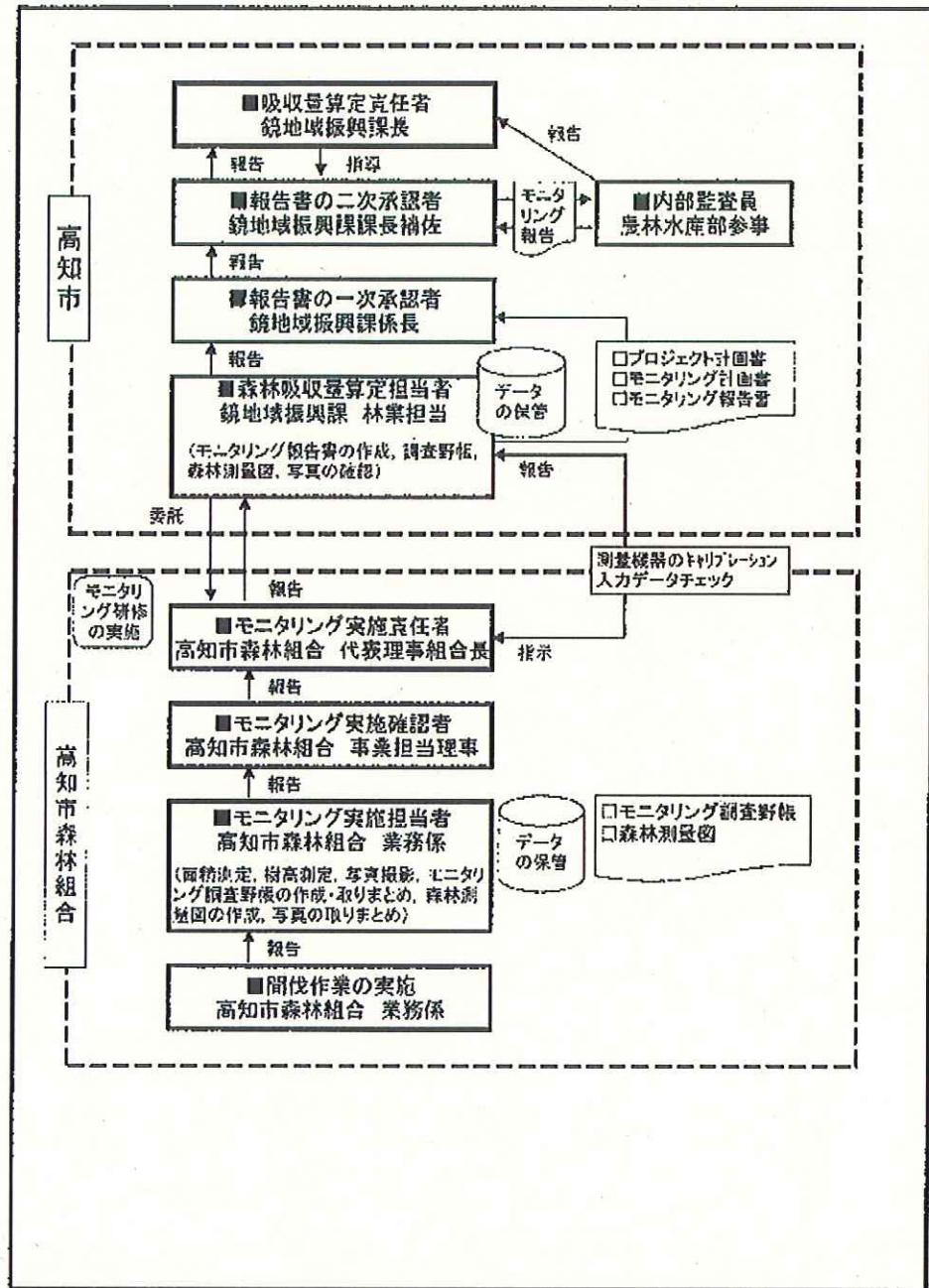
【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論No.R001 Ver.4.2 に示される吸収量の算定式に準拠している。

【モニタリング体制】

モニタリングガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2に準拠し、モニタリング体制の整備と自己確認と内部監査等によるチェック体制により、品質保証と品質管理を確保している。

次頁の図のとおりモニタリング体制を整えている。



【QA / QC 体制】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2 に準拠し、モニタリング体制の整備、担当者に対する教育・訓練の実施、機器の点検及び品質管理、データの保管・管理、データの確認、内部監査についてそれぞれ実施している。

(その他特筆すべき事項)

なし

モニタリング結果概要 ※2	<input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。						
	(その他特筆すべき事項) なし						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) Ver.4.2						
適用方法論	方法論番号	R001 Ver.6.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2012年 2月 1日～ 2013年 1月 31日						
モニタリング対象面積	37.60ha						
吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2				56.95	284.98	341.93
認証依頼吸収量	341t-CO2 ※3						

※2 モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

※3 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名: <u>高知県高知市</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度実施要綱 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています 類似制度名: <u>高知県協働の森 CO2 吸収認証制度</u></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: <u>高知県が平成 19 年度に創設した「高知県 CO2 吸収認証制度」は、高知県協働の森づくり事業において、企業が協定森林の整備にかかる費用の一部を協賛金として負担し、それに対する「お礼の見える化」として、条件に適合した間伐施業箇所について、高知県が CO2 吸収証書を発行するものである。</u> <u>高知市では、平成 19 年度以降、商店街振興組合原宿表参道櫛会以外に 6 社の協賛企業と協働の森づくり事業を実施しており、うち 5 社(株式会社 NTT 西日本、株式会社 オンワードホールディングス、旭食品株式会社、太平洋セメント株式会社、井上石灰工業株式会社)については、ダブルカウントを防止するため、CO2 吸収証書の発行を希望する誓約書を受領している。</u> <u>協賛企業の一つである株式会社四国銀行については、平成 23 年度に間伐した森林での高知県 CO2 吸収証書の発行を辞退しており、当該森林について、今回高知県オフセット・クレジット制度に基づく CO2 吸収プロジェクトに参加するものである。</u> <u>なお、株式会社四国銀行についても平成 22 年度以前及び平成 24 年度以降に間伐した森林は、CO2 吸収証書の発行を希望する誓約書を受領し、ダブルカウントを防止している。</u></p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款及び森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値が高知県オフセットクレジット(高知県 J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ
ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。
制度名: _____

その他
具体的に: _____

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）

事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	

備考欄